

令和3年度 狂犬病予防注射実施日程 (木造地区)

◆犬の登録料(新規のみ)は、3,000円、狂犬病予防注射料金は、3,300円となっています。

月日	地区名	場 所	実施時間帯
4月26日(月)	若緑団地 桜木団地 田上町 松原団地 松原沼 蓮浮	桜木団地集会所前	8:30～8:45
		長内自動車様前	8:50～9:05
		松原公園	9:10～9:25
		蓮松コミュニティ 消防センター向い	9:30～9:45
	赤根団地	赤根団地内公園	9:50～10:00
	横蒔町	(旧)成人病センター 跡地北側駐車場	10:05～10:20
	千代町	商工会館駐車場	10:35～10:50
	吉岡下木造 清水町・追広	木造環境改善センター	10:55～11:10
	浦船団地	浦船団地集会所前	11:15～11:25
	濁川	葛西富恵様宅前	11:30～11:35
	中の林	稲葉光昭様宅前	11:40～11:45
	中館	高杉鉄工所様前	13:20～13:30
	町居田	町居田バス停前	13:35～13:40
	柴田	成房商店様前	13:45～13:55
	菊川	(旧)木村商店様前	14:00～14:05
	千代田	千代田コミュニティ 消防センター	14:10～14:25
遠山	稲荷神社前	14:30～14:35	
吉見	吉見コミュニティ 消防センター	14:40～14:50	
平野	石川秀輝様宅前	14:55～15:00	
十文字 近野	近野・十文字コミュニティ 消防センター	15:05～15:15	
里見	稲荷神社前	15:20～15:25	
桜井	桜井集会所前	15:30～15:35	

月日	地区名	場 所	実施時間帯
4月27日(火)	芦沼	芦沼コミュニティ 消防センター	8:30～8:40
		芦屋公民館前	8:45～8:50
	川除	川除コミュニティ 消防センター	8:55～9:00
	豊田	千年川石碑前	9:05～9:15
	今市	今市コミュニティ 消防センター	9:20～9:30
	立花	立花集会所前	9:35～9:40
	出野里	出野里コミュニティ 消防センター	9:45～9:55
	出崎	出崎コミュニティ 消防センター	10:00～10:10
	夕日岡	藤本優様宅前	10:15～10:20
	善積	善積コミュニティ 消防センター	10:25～10:30

月日	地区名	場 所	実施時間帯
4月27日(火)	兼館	兼館コミュニティ 消防センター	10:35～10:40
		蓮川	蓮川コミュニティ 消防センター
	蓮花田	蓮花田コミュニティ 消防センター	11:00～11:10
	永田	永田コミュニティ 消防センター	11:30～11:40
	大畑	大畑コミュニティ 消防センター	11:45～11:55
	土滝	土滝コミュニティ 消防センター	13:25～13:40
	加納	スクールバス停前	13:45～13:50
	小田原	小田原消防屯所前	13:55～14:00
	林	鹿嶋神社前	14:05～14:15
	生田	生田消防屯所前	14:20～14:30
	堅固	馬頭観音堂前	14:35～14:40
	石館	石館・堅固コミュニティ 消防センター	14:45～14:50

月日	地区名	場 所	実施時間帯
4月28日(水)	福原	福原コミュニティ 消防センター	8:30～8:40
		下福原	(旧)長谷川商店様前
	三ッ館	三ッ館コミュニティ センター(はすの館)	9:00～9:05
	あざみ岡	木元神社前	9:10～9:15
	広岡	広岡コミュニティ 消防センター	9:25～9:35
		(旧)河嶋石油店様前	9:40～9:45
	越水	越水コミュニティ 消防センター	10:00～10:10
	駒田	駒田コミュニティ 消防センター	10:15～10:30
	吹原	吹原コミュニティ 消防センター	10:35～10:45
	南広森	南広森コミュニティ 消防センター	10:50～11:00
	丸山	丸山コミュニティ 消防センター	11:05～11:15
		出来島	長内建設様前
	出島	出来島コミュニティ 消防センター	11:40～11:45
		菰槌	菰槌公民館前
	菰槌	菰槌コミュニティ 消防センター	13:45～14:05
		大湯町	大湯町コミュニティ 消防センター
館ヶ岡	館ヶ岡コミュニティ 消防センター	14:20～14:40	
筒木坂	筒木坂コミュニティ 消防センター	14:45～14:55	
	(旧)中千代商店様前	15:00～15:05	
平滝	平滝コミュニティ 消防センター	15:10～15:15	

【問い合わせ先】 環境衛生課 電話 42-2111(内線281)

児童扶養手当と障害基礎年金の併給調整が見直されます

○見直しの内容

これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分（令和3年5月支払い）から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

※障害基礎年金等以外の公的年金等（遺族年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など）を受給している方は、これまでと取り扱いは変わりありません。

○手当を受給するための手続き

既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。それ以外の方は、児童扶養手当を受給するための申請が窓口で必要となります。

○支給開始月

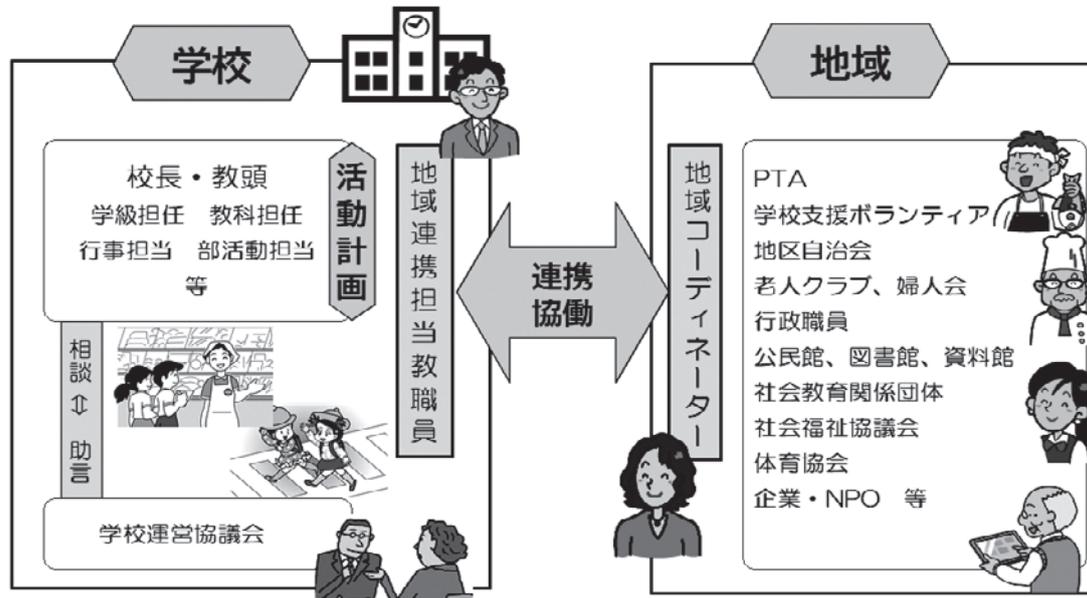
通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたために児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111（内線233）

つがる市型「地域学校協働活動」がスタートします

未来を担う子どもたちは「地域の宝」です。「地域学校協働活動」とは、地域と学校が今まで以上に連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動です。令和3年度よりつがる市内の全ての小中学校でスタートします。

市民の皆さまも、地域ボランティアとして積極的に、学校の教育活動にご支援・ご協力をお願いします。



※令和3年度より各学校に「地域コーディネーター」を配置します。

【問い合わせ先】 社会教育文化課 電話49-1200

お支払いは
納期内に
お願いします

4月は

右記の納期限と
なっています。

【問い合わせ先】 収納課 電話42-2111（内線226）

「住宅使用料」

「公共下水道使用料」

□座振替日は4月30日です。

□座振替で納付している方は、□座残高の確認をお願いします。

「利用者負担額（保育料）」

「農業集落排水処理施設使用料」